

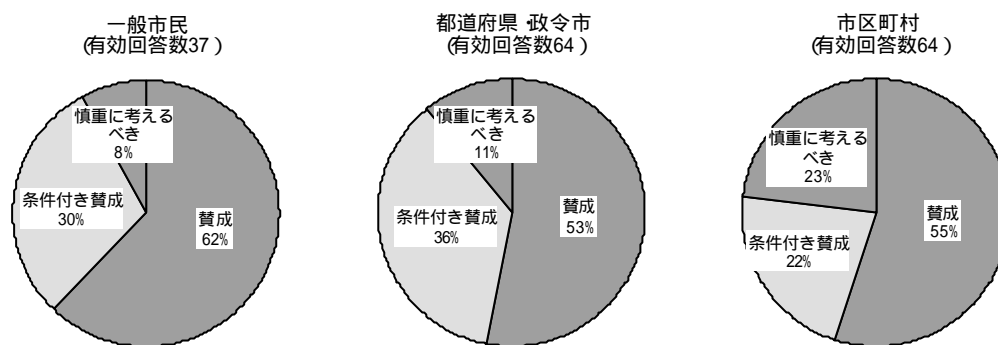
資料 3 「パブリックコメント結果」について

1	工事特性に応じた多様な入札契約方式の選択について	1
1-1	ガイドラインの作成について	1
1-2	総合評価方式の導入	4
1-3	低難易度工事への総合評価方式の適用	7
2	新技術の開発促進を目的とした新たな入札契約プロセスの提案について	10
2-1	新技術開発指定工事制度	10
3	企業の技術力の適正な評価について	12
3-1	施工プロセス・引渡し後評価の実施について	12
3-2	工事実績評価における加点・減点方式について	15
3-3	企業評価データベースの構築	17
4	発注者体制の整備と発注者支援制度の確立について	20
4-1	発注者に求められる能力	20
4-2	発注者の評価方法	22
4-3	外部支援制度	24
4-4	外部支援者の賠償責任	26
4-5	発注者への資格制度	28
5	3つの評価について	30
5-1	「工事の評価」「企業の評価」「発注者の評価」	30
6	その他	32

1 工事特性に応じた多様な入札契約方式の選択について

1-1 ガイドラインの作成について

Q1-1 工事の特性を分析する指標を明確化し、それに基づいて発注者が最適な入札契約方式を選定できるようにするガイドラインを作成することについてご意見下さい。



*無回答除く

【代表的な意見】

<賛成>

- 大規模工事の施工に際しては、工事は複数の特性を有するのが一般的であって、工事の特性を分析する指標を明確化し、それに基づいてガイドラインができれば、参考にして適切な入札契約方式を選定し実施したい。(都道府県・政令市)
- 多様な入札制度の導入について指導されているが、そのためのノウハウ又は発注者側の技術的なものなどに不足している部分がある。従って、ガイドラインがあれば、これを参考に一步前進することができると思う。(市区町村)
- 多様な入札制度導入にあたっては、どのような事業にどのような入札制度を適用すべきか判断に迷うところであり、また、新規導入にあたっては、相当の根拠が必要であるため。(市区町村)
- 国民のニーズの多様化から、従来のような公共工事における価格のみによる競争は限界に来ていると思う。ガイドラインの設定にとどまらず、最適な契約方式を選択できるよう、法令上の整備も必要である。(一般市民)
- 経営審査も客観性が保たれているか疑問であり、客観的な評価に基づくガイドラインによる毅然とした説明責任ができるようにしたい。(一般市民)
- 町村の入札担当者は人事異動により、入札・発注事務に不慣れな者が担当する場合がある。その場合、マニュアル等がしっかり定まっていると、業務遂行に支障が起こらないと思われる。(市区町村)
- 地方公共団体の工事は規模的にも小さく、特殊な工事については件数的にも少ないため、特殊工事を実施する場合はかなりの時間を費やしている。今回のガイドラインが策定されれば、かなりの時間短縮ができると同時に、新入札方式のスムーズな導入につながると期待する。(市区町村)

<条件付き賛成>

- 工事に期待する事項の抽出は、各自治体の独自の判断によるものであるから、公共工事における透明性を確保する観点に基づき、抽出過程が明確化となる仕組みもガイドラインには必要と考える。(都道府県・政令市)
- 入札契約制度に透明性、競争性が求められている今、より一層透明性を高める入札契約制度の導入が必要である。そのため、入札契約方式のガイドラインの策定にあたっては、発注者の裁量を極力少なくするように定めるべきである。(都道府県・政令市)
- ガイドラインが非常にわかりにくいものになり、ガイドラインによる判断自体が個人の主観によって決められることがないようにする必要がある。(市区町村)

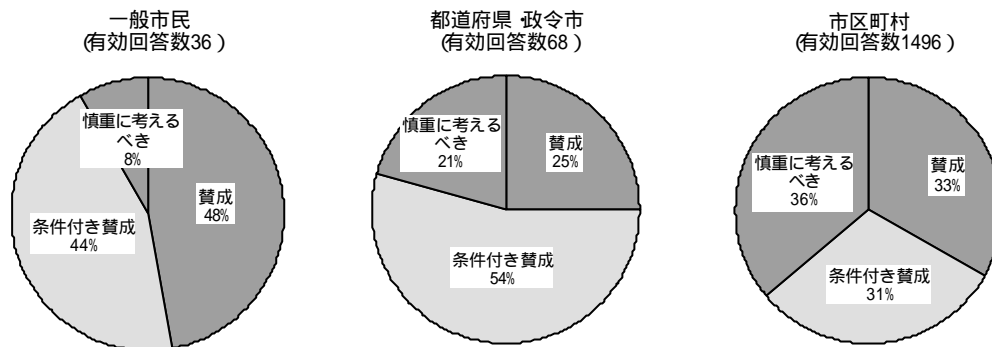
- 国、都道府県、市町村それぞれで、発注工事の規模、難易度の高い工事等の件数分布等が異なる。このため一律に工事の内容に応じたガイドラインの作成のみならず、発注事務処理負担とのバランスについても、各団体の組織・財政規模に応じて、その在り方を検討する必要がある。（都道府県・政令市）
- 全ての工事について入札契約方式を検討するのではなく、当面は一定規模以上、あるいは特に重要な工事特性に限定すべきではないか。（都道府県・政令市）
- 町村レベルだと小規模な工事が多いので、発注金額の大小に応じたガイドラインの選定を考えて欲しい。（市区町村）
- 社会状況の変化に柔軟に対応するため、指標を明確化する必要はないのですが、本来の工事の目的を見失って指標に沿う工事のあり方を考えてしまう。（一般市民）
- 立派な概念を作成するのは自由だが、多くの発注者が活用できる内容となっているか、という視点でチェックする必要がある。（一般市民）
- ガイドライン作成に関しては、施工業者の意見を重視すべきである。工事特性の分析、ガイドラインの作成が施工業界の実態から、かけ離れたものにならないように留意する必要がある。（一般市民）
- 新しい入札契約方式を導入していく上で、その指標としてガイドラインの策定を歓迎する。しかし、その取扱については、各自治体等の特性、個々の工事の特性によって各自治体の判断に委ねられることが好ましい。（都道府県・政令市）
- 国の会計検査等では、契約方法の選定理由の説明を求められている場合があるが、ガイドラインによって規制色が強まっては困る。地方自治体に対して契約システム用に詳しい資料の提供は歓迎する。（市区町村）
- 提案されるガイドラインは、あくまでも指標であって絶対的なものではなく、あくまで参考資料で良く、発注者が設定する選定委員会で決める方法も残すべきと考える。（市区町村）
- 様々な入札契約方式が提案され、順次試行や導入を進めているが、手続き、審査等の複雑さから躊躇する場合もある。このため、ガイドラインの必要性は認めるものの、その導入手続き等の簡素化が併せて必要である。（都道府県・政令市）
- 発注者、特に町村の公共工事の執行体制（技術力）が充足されることが前提となる。（一般市民）
- 工事は、発注する担当課で実施している。人員不足もあり、町村段階では指名競争が随意契約での入札でなければチェックすることができないし、事務的に無理がある。（市区町村）
- 基本的には好ましいと考えられるが、そのガイドラインに基づき評価、審査することは、町村レベルの職員規模では技術的に無理があり、その活用・運用は難しい。（市区町村）
- 地域によっては、限られた少数の業者を、さらに技術力等の序列で固定化することにならないか。（都道府県・政令市）
- 住民に身近なレベルで行政を担う市町村では、工事等の大半は技術内容、規模、工期等からして一般的、定型の反復的なものであり、かつ地元業者への発注という要請があるので、この制度・運用を適用すべき事例は限られたものと考えられる。（市区町村）
- 地方自治体では、地元業者の育成等を考慮して指名競争入札が主流であり、なかなか難しい問題ではあるが、公共工事に関する入札契約制度の改善を行う上で、良いガイドラインが出ればこれらを参考にしていきたい。（市区町村）
- 現在の指名入札制度では、政治力のない弱小コンサルでは、永遠に入れにくいきれいごとのガイドラインでは結局、大手しか生き残れないのではないかと。会社の規模や実績にとらわれない部分も盛り込んで欲しい。（一般市民）
- 一般的な汎用技術の取扱い方によっては、全国で圧倒的に多数である中小・零細建設業者の受注機会が少なくなる可能性がある。（一般市民）
- 各種工事に対して、どの契約方式を用いるかを明確に示す必要がある。その為にも、工事特性の分析する指標に対しても、できるだけ具体的に明確化し、また出来れば数値基準を設けられると良い。（一般市民）

< 慎重に考えるべき >

- 公共事業発注部門の技術者数、団体規模及び各団体における状況の差異等により、困難な入札契約方式が考えられるため、一定のガイドラインに当てはめることは非常に難しく、慎重な対応が必要と考える。
(市区町村)
- 中小の自治体が選択できる入札契約方式の種類は、それほど多いものではなく、ガイドラインを設けてさらに選択の幅を狭くすることは、それぞれの自治体の実状にそぐわないものとなる可能性がある。(市区町村)
- 小規模工事では技術的難易度は低く、安全な施工と円滑な地元調整がなされれば、問題ない工事がほとんどと思われるので、ガイドラインの必要性はあまり感じない。(都道府県・政令市)
- 市が実施する公共工事等は補助事業が多く、新規性・特殊性が高く技術開発を伴うような実績のない工法の採用は難しく、一般的な汎用技術を中心とする工事がほとんどであることから、一般競争入札方式で十分である。(市区町村)
- 大規模工事では多様な方式の採用により、事務の煩雑化、契約までの期間の長期化が懸念される。また、試行を重ね、評価基準が確立される必要がある。(都道府県・政令市)
- 職員の少ない地方自治体は、必然的に入札契約業務に携わる人数も限られ、また多種に渡る業務を兼務している場合が多いことから、専門的知識を要する制度を導入するにあたっては、慎重にならざるを得ない。
(市区町村)
- 地域の特性、また地元企業の育成を考えていかなければならないので、ガイドラインの設定は、極めて特殊または高額な工事とすべきである。(市区町村)
- 必要とは思いますが、検討を進めていくと、中大企業しか対応できないと思われ、地域経済的にもマイナスと思われる。(市区町村)

1-2 総合評価方式の導入

Q1 - 2 工事を発注するに当たり、価格競争のみでなく、工期短縮や安全対策、品質確保等の技術提案を受け、総合評価方式等により落札者を決定する方式についてご意見を下さい。



*無回答分除く

【代表的な意見】

<賛成>

- 価格以外の要素と価格とを総合的に評価するための基準、審査体制の整備審査結果、理由説明手続等、透明性の確保が可能となる全国統一の基本マニュアル制定を国にお願いしたい。(都道府県・政令市)
- ある特定の技術項目を必要とする工事において、その項目に注目した技術提案を受ける総合評価方式による業者決定も有効と思う。(都道府県・政令市)
- 発注者の意志に添った形で提案を考えて頂けるならこれに超したことはない。ただ業者が裏で順番を決め提案が競争でなくなれば問題視される。又、発注者側に評価出来るセクションがなければ判断できない事もある。(市区町村)
- 対象工事の性格、建設業者の状況等市場の特性に応じた最適な方式を新しい視点に立って選択することが望ましい。(市区町村)
- 発注者側に総合評価できるだけの能力は、現時点において、持ち備えていないのが現状である。(市区町村)
- 価格競争による落札者の決定方式は工事額に基準を置くものであり、発注者側の設計に基づいて工法が決定されるものである。その点総合評価方式は、受注者側の工法提案を考慮することで業者の意欲、能力向上が期待できる。(市区町村)
- 価格競争のみの弊害として、優秀な業者が請け負うことが出来ず、無理して受注した業者による施工は、監督員が苦勞するのみで施工管理能力も劣り、結果として品質も良くないものになってしまう。(一般市民)
- 発注者側に評価能力があることが大前提である価格のみにこだわりすぎたり、会計検査の対応が優先した議員の圧力に屈したりと工事の本来の目的が軽視されているものが多数見受けられる。(一般市民)

<条件付き賛成>

- 価格以外の事項を評価するのに、客観的に評価しないと行政の透明性が疑われる。(定性的事項を客観的数値に置きかえる手法の確立)(都道府県・政令市)
- 総合評価の方法については、客観的に評価できる方法の検討が必要であると思う。(市区町村)
- 価格以外の技術提案の評価方法について、明確な基準の設定が必要となるため、地方公共団体の規模によっては対応できるかどうか疑問である。(市区町村)
- 発注者側にそれなりの技術を評価できる技術者が少なく、技術提案を評価する組織が必要である。(市区町村)
- 総合評価の評点の作成方法に不明瞭な点が多い。それぞれの評点の重み付けについて議論が全くされていない。(一般市民)

- 安価で良質なものを作る基本理念に反するケースも考えられることから、総合的に評価する内容が国民に理解を得られるものであることは当然であり、本方式該当工事の選定基準を透明にするとともに、本方式を採用するメリットや通常の一般競争入札方式等でなぜやれないのかなどについて、統一された見解で判断できるシステムづくりが必要と考えます。(一般市民)
- 価格、工期、安全対策、品質確保等の技術提案に対して、評価基準の構成要素及びその配分等の明確化を図ったうえで、総合評価方式の導入をすべきである。(一般市民)
- 特殊な工事、高度な技術を要する工事については、総合評価方式での入札を行うことが透明性を高め経済的な工事となると思う。(都道府県・政令市)
- 規模の大きい工事、難易度が高い工事などを対象とすべきだと考えます。(市区町村)
- 事務量の増大や発注手続きに時間を要することが、懸念されるため、工事難易度規模等を考慮すべきと考える。(都道府県・政令市)
- 殆どどの工事が通常工事であるため、事務処理の増が懸念される。(市区町村)
- 総合評価方式は、安全性・工期・維持管理を含めたライフサイクルコストなどを特に重視すべき工事等が対象となりうる。(都道府県・政令市)
- 総合評価方式が正しく運用されるなら、その効果は品質の確保、デザインなどのオリジナリティの採用の場合などメリットも多いと考える。(市区町村)
- 工事発注は、価格競争が原則であり、この中で安全対策や品質確保も当然行われるべきである。しかし、工事の技術特性、社会特性、特殊特性等により必要な工事については、技術提案、総合評価方式等の多様な入札契約方法も有効な手段である。(一般市民)
- 工事特性に応じた多様な入札方式で対応できると思います。価格競争のみの工事があっても良いと思う。(一般市民)
- 技術力に優れた企業や、発注する公共物に精通した企業に発注することができると伴に、過当競争による質の低下や施工能力の劣る企業を排することができる等の効果が期待できると思われる。(市区町村)
- 地方においては企業の能力、負担も課題である。(都道府県・政令市)
- 技術提案をする建設会社も、それを評価する発注者も事務負担が増大する。特に発注者にとっては、技術提案を評価する能力を有する職員がどれだけの人がいるのか疑問である。(一般市民)
- 総論は賛成であるが、各論としては一般的に、技術力、資本力、情報力等を圧倒的に有する大手・準大手ゼネコンを参入させた場合に地場ゼネコンや中小企業は勝ち目がなく、受注機会の公平性がなくなることが懸念される。(市区町村)
- 技術力・資金力の高い大企業等に落札が偏るのではないかと、慎重に考えるべき。(市区町村)

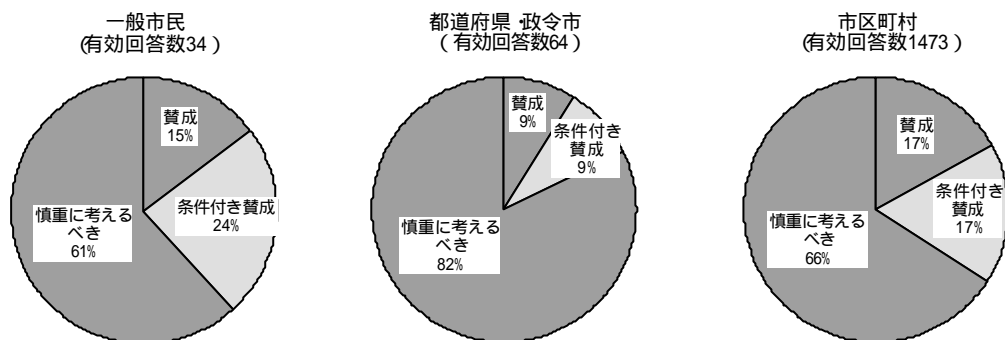
<慎重に考えるべき>

- 工事の発注に総合評価方式が適切なのか疑問がある。また本方式を採用する際には評価の指標・定量化等、統一した基準が必要と考える。(都道府県・政令市)
- 総合評価を行うにあたり、統一された具体的かつ客観的な評価ができる評価基準が必要で、その基準が受注者側にも明示され、透明性を確保することが必要不可欠。(市区町村)
- 地方において、その工事の内容に応じた学識経験を有する者をどのように確保するか、できるかという問題がある。(都道府県・政令市)
- 技術提案を受けたものをどう評価し、判断するかという市側の審査能力が問われ、それを解決するだけの人材の確保が難しい。(市区町村)
- 技術的難易度の高い工事、高度な技術を要する工事等に関しては、価格競争のみでなく、工期、安全性、品質等も含めて総合的に評価することが望ましいと考える。(都道府県・政令市)
- 大型工事(ダム、高速道路、空港、港湾、長大橋、トンネル等)の場合には総合評価方式も考えられるが地方公共団体が実施している入札は、特に現状の入札方式で対応できる。(市区町村)
- 落札者の決定に至るまでの発注者の事務量の増大が懸念される。(都道府県・政令市)

- 事務量が増加すると考えられるが、地方自治体の財政が悪化している中で人員体制の確保が困難と判断される。(市区町村)
- 総合評価方式で点数にこだわると中小企業の採用が狭まるため慎重に考えるべきである。(市区町村)

1-3 低難易度工事への総合評価方式の適用

Q1-3 必ずしも技術的難易度が高くない一般的な工事においても、価格競争ではなく、Q1-2のような技術提案を受け付ける競争を採用していくべきとお考えですか。



*無回答除く

【代表的な意見】

<賛成>

- 審査等で事務量の増大が予想されるので特殊性のある工事のみに採用すべきと思う。(市区町村)
- 技術的難易度が高くない一般的な工事は通常地元の請負業者が入札対象となる事が多く、品質確保、請負業者の育成という視点からも積極的な導入が期待される。(都道府県・政令市)
- 業者の意欲、能力向上を図る上で有効であると考え。(市区町村)
- 現在、価格競争のみの入札により、問題を生じている工種については採用を考える価値がある。(市区町村)
- 入札参加者の工事に対する取り組み方が判断できるメリットがある。(市区町村)
- 高度の技術を余り用しない一般的な工事であっても受注者間に於いてお互いの技術の競争を採用するのは当然である。(市区町村)

<条件付き賛成>

- 技術的難易度が高くなければ、価格競争をすることが一番透明性があり、良い方法だと考えます。(市区町村)
- 落札者を決定するまでの事務処理が複雑になりがちであり、迅速な発注を妨げる恐れがある。(都道府県・政令市)
- 一般的な工事までも採用することになると発注者側の事務が大変になるのではないかと。(市区町村)
- 工期の短縮や安全対策面で有利と判断できる場合には採用の方向で検討するべきと考えるが、地元企業の育成等も考慮の必要がある。(市区町村)
- 地元建設業者からの技術提案が行えるような環境整備や、発注者側の審査体制の確立(人員、時間的要素も含め)、事務手続きの簡素化などの条件を整えた上で、採用していくべきと考える。(都道府県・政令市)
- 基本的には賛成であるが、行政側の体制が問題であると認識しています。(市区町村)
- 一般的な工事については、中小業者への発注が多く技術提案をできる会社組織となっていない状況が多いと思われるため特殊な工事のみに限定すべきと思います。(都道府県・政令市)
- 大規模工事については、賛成とするが、その他については、慎重に考えるべきである。(市区町村)
- 価格競争も大事であるが、社員教育の行き届かないモラルのない会社は排除されるべき。(一般市民)

<慎重に考えるべき>

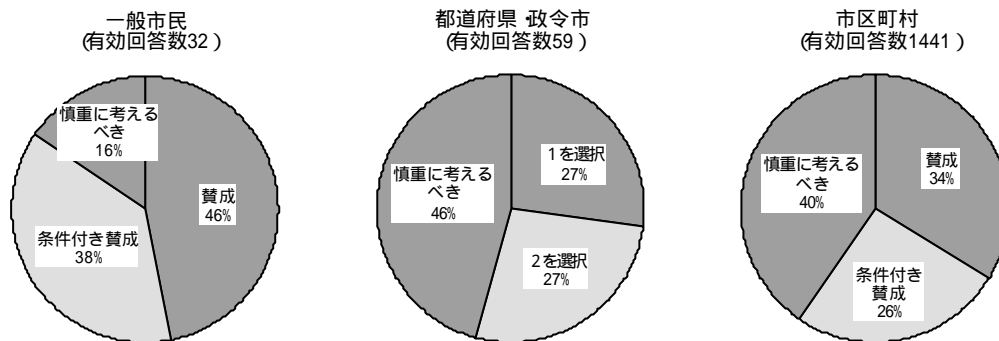
- 一般的工事においては、技術提案はほとんど期待できないし、必要性もあまりないものと思われる。
(都道府県・政令市)
- 地元の建設業者は小規模な業者が多く一般的な工事においてはこれまでどおりの価格競争でよい。
(市区町村)
- 全ての工事に総合評価方式を取り入れると、技術力・資金力に乏しい中小企業が不利になるとおもうので、ある程度の工事は、今まで通りの入札で良いと思う。(一般市民)
- 技術的難度が高くない一般的な工事については、価格競争が原則である。(一般市民)
- 一般的な工事までも対象にすることは技術提案に対する発注者側の審査事務を増大させ発注者の負担を大きくさせるものと懸念される。(都道府県・政令市)
- 事務の煩雑化にもつながり、そこまで必要あるか慎重に考えるべきだと思う。(市区町村)
- 技術不足の請負人が受注できる機会が減る(行政の公平性に欠ける)。(都道府県・政令市)
- 技術的難易度が高くない一般的な工事については地元中小企業の育成の観点からも、技術的提案を受け付けるような高いハードルを設けるよりも単に価格競争でよいのではないかと考える。(市区町村)
- 一般的な工事において技術提案型とするには発注者側の体制の問題もあり慎重にすべきと思われる。
(都道府県・政令市)
- 一般的工事については、技術提案を受けた場合、その価値判断が難しい。(市区町村)
- 技術提案を受ける方式は、その発注に時間を要するため、効率的な発注を行うには、比較的金額の大きい工事のみを対象とするなど、一定の制限を加えて行うべきと考える。
(都道府県・政令市)
- 技術的難易度の低い工事においては、地元企業育成の面からも、本件の様な方法は難しいと思われる。
(市区町村)
- 標記のような簡易なものについては、競争対象案件がなく、また請負者も中小企業であるので、技術提案には馴じまない。(都道府県・政令市)
- 技術提案による競争は、民間において技術力の進展の著しいもの、施工方法等について固有の技術を有するものが対象と考えるので、技術的難易度の高くないものの採用には疑問がある。(都道府県・政令市)
- 一般的な工事においては、より優れた提案は期待できない。(一般市民)
- 入札事務手続きの煩雑さを含め、どのようなメリットがあるのかの判断基準(ガイドライン)を明確にした上で入札・契約方式を決定すべきものとする。(都道府県・政令市)
- 技術的難易度が高くない工事においては、総合評価方式は、発注者、受注者ともに負担となるため、事務の効率化を考慮し、あえて総合評価方式を採用する必要はないと考える。(都道府県・政令市)
- 一般的な工事では技術提案に係わる発注者及び応募企業の負担が大きく、メリットは少ないと考える。
(都道府県・政令市)
- 価格競争のみによらない総合評価方式等を、必ずしも技術的難易度が高くない一般的な工事において採用することは、この方式の効果が明確に補足できないため適当でないと考えている。(都道府県・政令市)
- 一般的な工事においても技術提案を受け付けることとなれば、資本力の弱い地元業者が排除されることにつながる恐れがある。(市区町村)
- 小規模工事には適さないし、発注事務の増大につながるので自治体の負担が大きい。(市区町村)
- 入札・契約事務量が増大。着工までの時間がかかる等の問題を解決しなければならない。(市区町村)
- 現在の発注件数は、全ての工事で技術提案を審査するには発注者の体制が整っていない。理想的には、技術的難易度の高低に関係なく技術提案を受け付ける方が良いが、もしそうするのであれば、発注ロットを大きくして発注件数を少なくすべきである。(一般市民)
- 事業量の拡大、手続き時間の増大等を考えると慎重にすべきである。(一般市民)
- 技術的難易度が高くない一般的な工事においては、地元中小企業に落札者になる機会を与えることが、必要ではないかと思っておりますので従来の価格競争のみによる方式で十分ではないかと思っております。(市区町村)

- 一般的な工事においては、目的物の品質が確保されれば、価格競争でよいと考えます。（市区町村）
- 受注する業者にも得手、不得手があると思われるため、全ての工事に導入するのは、中小企業育成の観点からも、困難であると思われる。（市区町村）
- 下位ランク業者は、能力、経験の面で問題がある場合があることから、本方式を採用した場合、参入機会の減少につながる。（一般市民）
- 差異を判断することが難しくなるともに、技術提案を受け付けることによる事務的煩雑さが増すだけでメリットが少ない。（市区町村）
- 市町村においては、様々な行政の事情があると思います。一般的な工事の場合、技術提案をしなければ採用されないとなると、どこかに歪みができるのではないかと懸念されます。（市区町村）
- 小規模な自治体においては、地元施工業者の育成もあり中小業者では、技術力に限界がある。（市区町村）
- 一般的な工事については、地元企業を優先して選定するという要領を設けており、技術提供を受け付ける競争は当面検討する考えはない。（市区町村）
- 技術提案のメリットがあるのは、基本的に技術的難易度が高いものと考えている。難易度が高くないものについては、従来の方法でよいと思う。（市区町村）
- 技術提案が出来る技術者をさらに採用しなければならない企業も多いと思われるので、一般的な工事は通常入札方式で良いと考える。（一般市民）

2 新技術の開発促進を目的とした新たな入札契約プロセスの提案について

2-1 新技術開発指定工事制度

Q2 - 1 新技術の開発を促進するために、発注者が技術開発を必要とする特定の工事を指定し、技術開発を含めて発注する上記の提案についてご意見下さい。



*無回答分除く

【代表的な意見】

<賛成意見>

- 広く技術提案を求めることは、企業のレベルアップを促し、成果品の有効性が高まることから、是非取り入れるべきである。（都道府県・政令市）
- 新技術開発を促進するためには、発注者も積極的に取り組むべきである。（市区町村）
- リスクの増大により提案のインセンティブが阻害されてしまうことも考えられるが、建設業者の技術に関する適切な競争を確保するとともに、入札参加意欲のある建設業者に対し、できるだけ広範な参加機会を確保することができる。（市区町村）
- 発注者は会計検査等の対応により新技術の開発は敬遠している向きもあり、新技術の開発を含めて発注する方式は良いと思います。（一般市民）

<賛成の条件・慎重に考える理由>

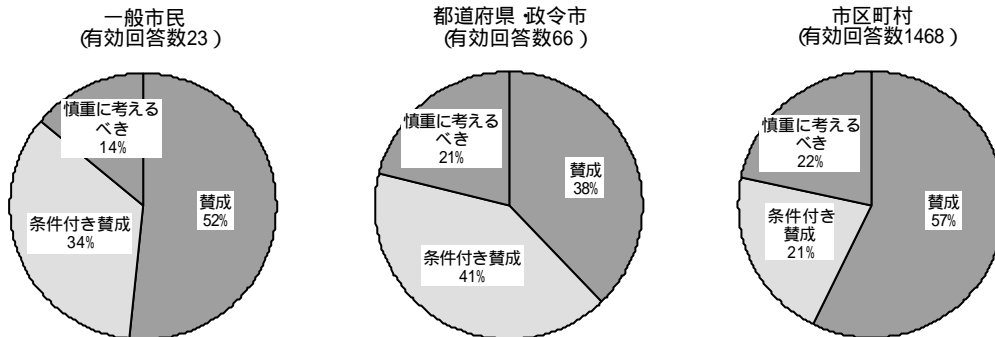
- 新たな技術提案がないため、不調になることが予想されます。そのため、当面は、V E方式を中心に、新たな技術力の活用を図っていくことにしている。（都道府県・政令市）
- 技術開発は、業者の頭脳的な財産の蓄積によるものであり工事費（経費、工期短縮等）の縮減や良好な施工、品質が図れる評価できれば随意契約などで答えることも可能ではないかと考えられます。（都道府県・政令市）
- 市町村レベルの事務事業からは、このシステムによることが適切な工事等の事例は、多くはないものと見込まれる。（市区町村）
- 新技術の開発を目的とする場合には、複数の自治体が参画し開発費を按分するなどリスクの分散を図り、新技術を開発するための多様な体制づくりも視野に入れるべきと考えています。（都道府県・政令市）
- 将来に向けての新技術開発は発注者にも有益ではあるが工事の完成度又はコストの面など憂慮すべき点があり財源の乏しい自治体が積極的にできるかは疑問である。（市区町村）
- 技術開発は企業努力で行うのが基本と考える。従って落札業者は持てる技術の総力をあげて工事に向かうことが必要と思う。そのためには、日常の企業内努力が一番であろう。（市区町村）
- 新技術の開発の必要性は理解できるが、その技術開発は企業が自らの投資で行うべきものとする。新技術分野で新技術開発が低調なのは企業意識の問題であり業界に競争意識がないからではないか。（市区町村）
- 予定価格に含める技術開発経費を計上するに当たって、算出をどのようにするのか、など発注者側としても多くの課題があるとおもわれる。（都道府県・政令市）

- 大手建設業者の研究機関による技術開発のみならず、コンサルタント・大学等を含めた公的研究機関による技術などにより総合的に評価を十分行ったうえで可能と思われる。（都道府県・政令市）
- 技術開発を含めて発注するに当たり、自治体が提案された新技術開発計画等を審査できるだけのノウハウや技術判断力がないと有効な発注を行うことができない。（市区町村）
- この制度を有効に活用するためには、執行体制の構築等、新たな負担、整備が必要となり、導入メリットとの十分な比較検討が必要である。（市区町村）
- 技術的に脆弱な自治体にとっては、自治体内部での対応が困難視されるので、外部支援策が必要となっている。（一般市民）
- 対象物件や契約方式が恣意的に選定されれば、企業の計画的かつ長期的な技術開発への支障にもなりかねない。（都道府県・政令市）
- 職員数の少ない地方自治体は入札契約業務に携わる人数も限られ、多種にわたる業務を兼務している場合が多く、専門的知識を要する制度を導入するにあたっては慎重にならざるをえない。（市区町村）
- 地元住民からの工事期間の短縮、早期供給開始を望み声が強く、技術提案を受ける時間の余裕がない。（市区町村）
- 大企業優先の傾向になるが、逆な発想をすれば技術開発やアイデアで大きく伸びるチャンスでもある。随時契約の解釈について改正することになる。（市区町村）
- 新技術を開発した業者に、技術開発費の負担や優先実施権の付与を認めなければ、業者は技術開発を行うメリットがなく新技術を積極的に開発しなくなる。逆にそれらを認めると、新技術の開発は促進されるものの、技術開発能力の高いゼネコン等大企業に契約先が偏ったり、新技術を独占することとなる。（都道府県・政令市）
- 工事と技術開発は別にする必要がある。工事の中で技術開発を行うと未開発の状況で工事発注を行うことになり、リスクが大きいと考えられる。開発部門と工事部門を同一にすれば、色々な制約が付き、不明確なやりとりが増えると思われる。（市区町村）
- 建設産業に於ける技術開発は課題も多く、リスクも高いため、産・官・学などが一体となって取り組む必要がありますが、その仕組みが十分に確立されていない。（市区町村）
- 技術開発が失敗した場合の補償が確立できるか問題である。（都道府県・政令市）
- 技術開発経費の計上については経費の算出根拠を明確にすることが困難ではないかと思われる。（都道府県・政令市）
- 新技術の開発については、発注者も積極的に検討していかなければならないと思いますが、検討されている手法では施工者・発注者両者のリスクが大きすぎる気がします。（一般市民）
- 技術提案を求める際の要求技術内容自体の評価、新技術採用後の効果の評価など、行政評価システムがないと新技術という名のもとのコスト高が心配される。（一般市民）
- 技術開発の内容・期間等が各々違う中で、開発に要する積算根拠、開発した技術を採用の積算方法、開発を含めた全工期、変更に対応する範囲等、発注者が基準を示しにくく、他の契約よりも設計から入札まで長期間を要することとなる等、判断のしにくい内容が多い。（都道府県・政令市）
- 技術開発を阻害している要因として挙げられている、新技術の採用に対する発注者の意識（発注者は、既に十分に確立された技術を採用しようとする傾向にある）への対応が具体的でないようなら、意識を変えられる環境整備も必要ではないか（都道府県・政令市）
- 交渉方法や総合評価方式のプロセスの透明性、手順の明確化等の整備が必要。（一般市民）

3 企業の技術力の適正な評価について

3-1 施工プロセス・引渡し後評価の実施について

Q3 - 1 工事实績評価を、工事完了・引渡し時の工事实績評価（各省で実施している従前の工事成績評定）に加え、施工プロセス評価、引渡し後の評価を実施することについてご意見を下さい。



*無回答分除く

【代表的な意見】

<賛成>

- 施工プロセス評価は、工事实績評価に反映されているが、引渡し後の評価についても重要であることから、実施については賛成である。（市区町村）
- 工事完成後、即時に検査するだけでは見た目の検査に終わってしまい、何ヶ月か経過してから欠陥・施工不良・手抜きが表れることが多いので必要である。（市区町村）
- 最近の工事は、高度な技術力を伴うことが多くなっており、より正確な評価ができなくなっている。完成時には確認できなかった瑕疵が、完成後において生じることも多くなっている。これらを考え併せると、評価は完成時のみに頼ることは非常に難しくなっている。しかし、工事は次々と発生しており、そのプロセスを早期に把握できるものが欲しい。（市区町村）
- 判断基準を明確化にし、一定なレベルで評価できるようにして欲しいと思います。（一般市民）
- 施設の運用によって初めて明らかになる工事瑕疵も多く、瑕疵責任等への対応を含めて、引渡し後の評価の結果を的確に工事实績評価に反映することは必要である。（都道府県・政令市）
- 企業の工事成績評定を以降の企業選定に反映させることは当然であり、施工プロセス評価、引渡し後の評価を加えることにより、よりきめ細かな評価が可能となる。（市区町村）
- 現在の工事完了引渡し時の工事实績評価では、工事を施した業者に対する評価が不十分であり、施工プロセス評価、引渡し後の評価を実施し、次回の指名業者選定に際しての判断基準とすることで、不良・不適格業者を排除すると共に、良質な工事を期待できる。（市区町村）
- 企業の適正な技術力評価に必要と思われる施工プロセス評価等については、工事実施にあたり数多くの事例を積み上げ、多面的な評価や検証を行っている国（建設省）の提示を条件として、可能な限り評価対象に含めたいと考えているが、限られた人的体制や費用負担の面でどうか。（都道府県・政令市）
- 引渡し後の評価を行った方がベターであるが、人的財政的負担が過大になろうと思われる。引渡し後の評価を行うことは、設計自体の妥当性も問われるため、発注者においてもより一層の責任が求められる。（市区町村）
- 発注者にとって、より品質の高い完成品を得られると伴に、企業が自らの技術や品質の向上に対する努力を期待できる制度だと思う。（市区町村）

- 引渡し後の評価を行うことにより、企業がその事業で得た経験を次回に生かすことができ、向上が期待できる。(市区町村)

<条件付き賛成>

- 企業の技術力の適正な評価にとって重要であると考えているが、その実績評価においては、「適切か不適切か」といった判断を求められることが多いと予想されるため、判断の根拠が明確になるようなチェックリスト等が必要と考えている。(都道府県・政令市)
- 現在の工事評価方式では的確な評価をするには不十分であり、まず、中間、出来型、完成時の評価について、行程ごとに恣意性を排除したきめ細かな評価方法を実施して、それに加えてプロセスの評価、引渡し後の評価をすることには賛成である。(市区町村)
- 引渡し後の評価を実施することについて、供用開始後の使用状況、管理状況により、事業ごとに差が生じる。故に、引き渡し後の評価を実施する場合、使用状況、管理状況の差をどのように取り扱うかにより評価にも影響する。(市区町村)
- 評価項目や指標の明確化が、まず第一である。その中で、中小企業で対応可能かが疑問。(一般市民)
- 高い技術力が必要と考えられる工事は、各段階で評価を実施する必要性は理解できるが、全ての工事に適用すべきかは検討を要する。(都道府県・政令市)
- 全ての工事において実施するのではなく、対象工事を何らかの基準を設けて限定することが必要と考える。(市区町村)
- この制度を実施するには、ある程度以上の金額が対象となると思われるが、小さな自治体では該当工事がどれくらいであろうか。数年に1回とかいうことになれば、評価の仕方自体良くわからない上、発注者の能力の問題もあるため、一定以上の自治体でのみ対象としたほうがいいのか。(市区町村)
- 直轄事業でまず実施してみて、うまくいくようになってから、広く地方に普及していただきたい地方は工事件数も多く実施困難な面が強い。(一般市民)
- 施行プロセス評価は賛成であるが、誰が、いつ、どのように行うか、また、人員あるいは予算面等で対応できるか等が課題である。引渡し後の評価については、引渡し時から、いつの時点で、どのように評価するか、またこの評価結果が引渡し時の評価と著しく異なった場合、どう取り扱うか等、わからない点がある。(都道府県・政令市)
- 企業の適正な評価を行い、精度の高い選定ができることは良いことであると思う。しかし、この評価に必要な事務量が発生してくると、現状の職員では対応出来ない可能性もある。国レベルであれば自治省と調整し、人員の確保(職員)が、委託可能なら配分等を同時に間がるべきではないか。(市区町村)
- 引渡し後の評価は大変良いと思うが実際にそこまでできないのではないかと。引渡し後の評価においては、長期間の追跡と集計が必要で管理部所との連携が大切である。(市区町村)
- 適正な評価は、厳正・公正に行う必要があり、技術能力を要することから第三者機関に委託しなければならない(財源確保が大きな課題)。(市区町村)
- 評価にバラツキが生じることのないよう、発注者の評価力(技術力)が同一水準であるべきであり、その評価力を整備することが絶対的条件を考える。発注者、特にほとんどの町村は、その評価を保有していないと考える。(一般市民)

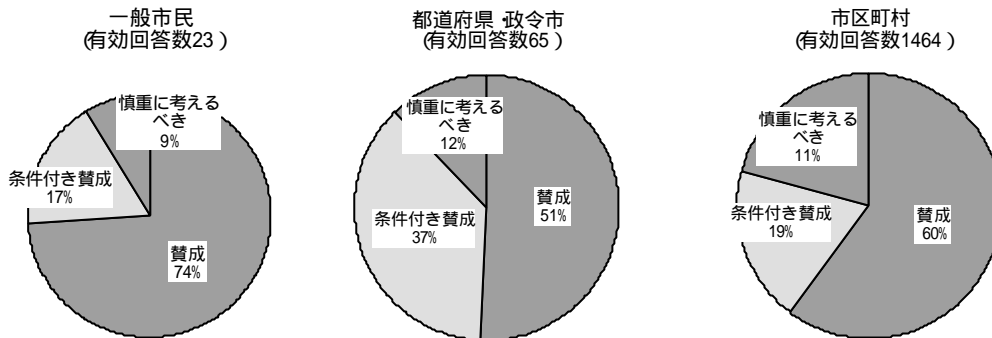
<慎重に考えるべき>

- 施行プロセスは現行の工事成績に一定加味されており、新たな評価項目を慎重に検討する事が必要である。引き渡し後の評価については、その必要性は認めるものの、客観的、統一的な評価方法は十分な議論が必要である。(都道府県・政令市)
- 現在行っている工事成績評価においては、各評定者の主観の差によるばらつきがある。そのため、国における事例集的なものを紹介して欲しい。それにより、全国一定の評価ができるのではないかと。現在の工事成績評定での方法をより充実させた上で、施行プロセス評価等を追加すべきでないか。(都道府県・政令市)

- 評価する人によって評価基準に多少違いがでるため、評価点をどこまで信用できるか。(低く評価されたり、高く評価された場合の判断基準はどうか。平均値になるのか)同じものを施行しても、地域によって使い勝手が違い評価に差が出る場合も考えらる。(市区町村)
- 小規模の工事が多い(一般土木工事で2500万円以下が75%)ため技術力にあまり差がでない。全国統一的な技術力等の評価には、工事規模、工事内容の検討が必要である。(都道府県・政令市)
- 規模が小さく、数が多い事業主体では完了後の評価等は非常に難しい。規模の大きい事業のみを対象とすべきである。(市区町村)
- 必要性は理解できるが、従前の工事成績評価すら十分にされていない(大部分の町村)状況では困難と思われる。(一般市民)
- 例として月2回チェックリストの記入がイメージされているが、記入(適、不適を決めるための作業を含む)、集約の手間はかなりかかると思われ、事務の効率化・簡素化の方向とは一致しない恐れがある。(都道府県・政令市)
- 工事完成後の評価は施設管理課へ移管後が考えられ、管理サイドでの評価がまとまりにくく統一性にかける恐れがある。事務量の軽減が必要な時期であるのに、これに逆行するのではないか。(市区町村)
- データベースを構築するにあたっては、発注者間の連携が必要であるが、そのために発注者はデータベースにデータをアップロードするためのシステムを導入しなければならず、応分の負担(予算措置)を余儀なくされる。(市区町村)
- 評価項目の追加による事務量等を勘案したとき、現行の工事検査体制に基づく指数、発注者からの情報(引渡後の評価も含めて)による資料で、業者選定に大きな支障はない。(市区町村)
- 今までの経験から、完了時の工事成績評価が高い場合はプロセスの評価も高く、又引き渡し後の評価も良いはずで、何度も評価する必要はない。(市区町村)
- 現行行われている工事成績評価では、施工プロセスも評価の対象となっている。従って、この項目を充実させれば新たな施工プロセス評価は不要に考える。引渡し後の評価については、何を評価しようとしているのか理解できない。(一般市民)

3-2 工事实績評価における加点・減点方式について

Q3 - 2 工事实績評価において、「優れた技術力・能力」、「基本的な技術力・能力」を評価する評価・判断指標を設けて、加点評価、減点評価を行うことについてご意見をください。



*無回答分除く

【代表的な意見】

<賛成>

- 企業を技術力に基づき評価し、育成していく上で有効である。(都道府県・政令市)
- 良質な施工することで評価され、その評価が次回の工事の指名につながるようなシステムができれば、施工業者の工事に対する意欲を高めることができる。きめの細かい客観性のある判断指標が求められる。(市区町村)
- 現実の工事实績では反映されない項目であるが、企業の技術力研鑽、向上の意欲を高める方策となる。(市区町村)
- 企業の技術力・能力を評価・判断することで、以後の工事発注の企業選定資料となり、より良い企業選定ができる。個人の主観が入らない評価基準が重要である。(市区町村)
- 工事評定する上で、単に可否の判定をするだけでなく、その成果についての各評定項目(施工技術安全、環境、現場等の管理)で評定を行い、業者指導、入札参加資格に反映しなければならない。(市区町村)

<条件付き賛成>

- 高い技術力が必要と考えられる工事は、各段階で評価を実施する必要性は理解できるが、全ての工事に適用すべきかは検討を要す。適正に評価するためのチェックリストの作成に当たっては、業者の意見を聞く等慎重に対応する必要がある。評価に当たっては、評価者の個人差がでないようにすべきである。また誰にもわかる、開かれた評価方式を検討すべきである。ボーナスポイントを設けることで、施工者のやる気を引き出したい。(都道府県・政令市)
- 優れた技術力・能力の加点評価は、項目を文章データとして整理することになっているが、現場条件が多様であるため、加点基準をわかりやすく統一的な評価ができるように整理して欲しい。客観性のある評価基準・評価手法の構築が重要である。(都道府県・政令市)
- 評価・判断指標が、誰でも同じ評価ができるようなものなら賛成だが、基準がおおまかなら、同じ能力で評価が変わることになる。(市区町村)
- 公平性を失わないよう注意する必要がある加点、減点の点数を項目ごと同一にするか、格差を付けるかも検討が必要である。(市区町村)
- 発注者による主観のバラツキの程度(偏差)も反映する必要がある。(一般市民)
- 評価にばらつきが生じることのないように、発注者の評価力(技術力)が同一水準であるべきであり、その評価力を整備することが、これを実施するための絶対的条件と考えられます。(一般市民)

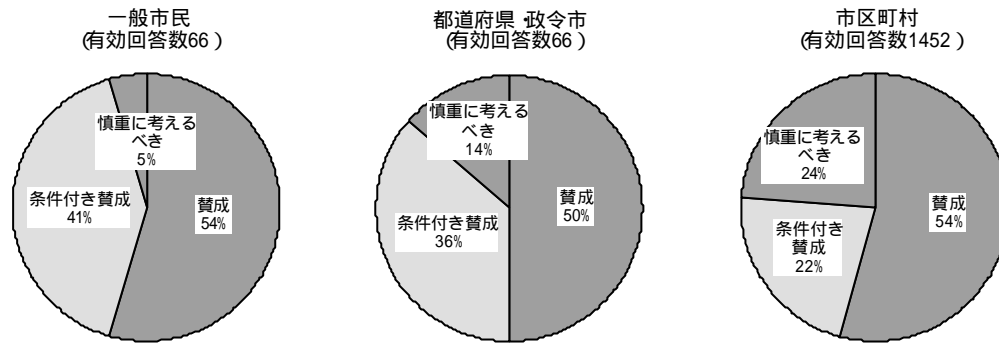
- 発注者において、企業の技術力を適正に評価できる評価能力育成とその体制づくりが必要である。
(都道府県・政令市)
- 発注者側が備えるべき技術水準や体制といった評価に必要な能力の確保が先決と考える。特に技術職員を有しない市町村では実質的に無理であり、支援体制の確立も同時に考慮されるべきと考える。
(都道府県・政令市)
- 市町村においては、技術職員の確保ができておらず、評価を行うこと自体が困難ではないか。(市区町村)
- データベース化の進展などにより評価基準や評価にかかる新たな事務量が増えない点を考慮する必要がある。(市区町村)
- 発注者自身に評価能力があるのか。そこをチェックするために、評価結果の公開は必ず保証すべきである。
(一般市民)
- 全ての発注工事に対して、「施工プロセス評価」「引渡し後の評価」を行うことは、体制、能力の点から不可能であり、工事ごとに必要度、重要度に応じて選択すべきである。従って、地方公共団体が多く発注する中小建設業者は全国的に展開する大手企業に比べ不利であることから、発注形態に応じた評価方法を検討すべきである。(都道府県・政令市)
- 難易度の高い工事、優れた技術力を必要とする工事は、地方自治体においては少なく、特定の企業だけがこの加点対象となるのであれば、一般的でないのではないか。(市区町村)
- 工事規模・内容等により広範囲に渡ると考えられるが、全ての工事を対象とするのか。(市区町村)

<慎重に考えるべき>

- 評価を行う発注者側において、現状では複数の職員が工事検査に係わっている。このため、各人が同レベルの評価を行えるような評価方式が必要である。(都道府県・政令市)
- 評価の点数と工事内容が客観的・具体的に判断できるものを用意することは困難である。完全なものに近づけるには、相当の経費と労力が伴うが、評価するのであれば半端ではいけない。(市区町村)
- 工事实績評価については、各現場における技術者(主任技術者等)の能力がかなり評価点数に関係してくる。企業を評価するのではなく、各工事に係わる技術者を評価することが重要となりその結果を入札に反映させることが必要である。また、採点を行う者の主観が入らない「客観的採点方法」の確保を望む。(市区町村)
- 各分野の専門工事において、技術の種類が多種多様であり、専門ごとの指標を設ける必要があるが、指標の内容を理解できる能力も当然必要とされる。指標について物を構築するには、それぞれの専門技術は元より、他の技術の連携をなくしては成り立たない物も多々あるので、作成されるにあたっては慎重に検討する必要がある。(市区町村)
- 技術力の評価については多くの経験が必要であり、またこれに優劣を付けるためには多様な工事实績が必要である。市町村の担当者で加点や減点が出るだけの経験を有する技術者は少なくなっている。(市区町村)
- 実際問題として運用困難と予想される。(一般市民)
- 中小建設業者が多く、受注の機会均等を考慮する必要があるが、工事規模、工事内容の選定基準の検討が必要である。(都道府県・政令市)
- 工事实績評価を加点・減点評価する評価・判断基準を設けるに当たって、加減する際に工事の種類や規模等を考慮し、指標を作成することが重要である。(市区町村)
- 技術職員が少なく、小規模で単純工種の多いような自治体では、技術力、能力等を比較するのも難しい。
(市区町村)
- 工事实績評価については、具体的評価基準に則って実施している。加点評価・減点評価は疑問である。考査要領の内容によるものとも考えるが、現在のもので十分ではないか。(市区町村)
- 一般的な工事発注においては、経審による企業評価で十分である。(市区町村)

3-3 企業評価データベースの構築

Q3 - 3 各発注者間で統一した企業評価を実施するとともに、そのデータを蓄積する企業評価データベースを整備し、それを活用することについてご意見ください。



*無回答除く

【代表的な意見】

<賛成>

- 企業評価データベースは、地方自治体も含めた全発注者が活用できるシステム作りが必要である。各発注者の連携による工事实績評価の実施によりデータベースを充実させる。そのためには、各発注者が一定の評価を行えることが前提となる。(市区町村)
- 低入札価格調査の技術審査や技術提案型の技術審査等において、具体的な判断基準がなく困っているのが実状である。従って、技術的能力や施工実績評価等をデータベース化して活用できるものができればよい。(市区町村)
- 土木分野の内容は広範、多岐に渡っており、未経験のものを実施する場合も想定されることから、他機関での評価を参考にするのは有用なことである。(都道府県・政令市)
- 公正・公平な評価が求められる中で、各発注者間で情報の共有化は一層重要になる。(都道府県・政令市)
- 発注者間で統一した企業評価を行い、そのデータを発注者間で活用できれば、企業選定の参考になる。(市区町村)
- 事業規模の小さい町村においては、上級業者の実績評価件数が少ないので県の実績評価情報を知りたい。(市区町村)
- 統一したデータならば、平等な企業評価ができると思うので良い。(一般市民)
- データベース活用の費用を安価に設定して欲しい。(都道府県・政令市)
- 手続きが容易で、安価に常時最新情報にアクセス可能なデータベースとして整備されなければならない。(都道府県・政令市)
- 企業評価データベースを整備・活用することにより、企業間の適正な競争を促し、結果として良質な成果物が得られる。(市区町村)
- コリンズさえ未導入であるが、発注者間で統一した企業評価が実現し、それを活用することができればうれしい。(市区町村)

<条件付き賛成>

- 企業選定に「工事实績評価」を基にしたデータベースを利用することは有益であるが、共通した基準でのデータ作成及びデータの信頼性が重要であり、各発注者の体制に合致した利用制限のないシステムを構築する必要がある。(都道府県・政令市)

- 評価項目のウェイト配分等について、各発注者機関で共通項目として統一すべき部分と各発注者独自の評価部分の住み分け整理が課題であり、企業評価データベースだけが全ての発注機関にとっての唯一の企業評価と位置付けるのは困難である。（都道府県・政令市）
- 各発注者はそれぞれ独自の評価基準に従って採点しており、その統一がなければ、総合的な評価は公正とは言えない。従って企業評価データベース整備には、審査基準の統一が第一である。（市区町村）
- 判断指標を運用して評価を行う際に、誰が評価しても同じ結果になるような指標及び運用方法を設けなければならない。（市区町村）
- 各発注者で接する企業は、地域の企業が多く、必ずしも同じ基準で評価がされるものではないが、他の発注者が判断材料の一つとして参考にすることは構わない。ただし、企業評価が誤解を生む可能性があり、慎重に取り扱うことが大切である。（市区町村）
- 企業にとってこの評価は、会社の生死をも左右する重大事項であることから、評価の公平性、客観性の確保、評価者のレベル、バランス調整、公開、被評価者の評価者評価、不服の受入等が十分、確実に担保されていなければならない。（一般市民）
- 企業データベースを統一することには賛成ですが、各発注者の主体性を尊重して扱うべきではないかと考えます。（一般市民）
- 発注者側が備えるべき技術水準や体制といった評価に必要な能力の確保が先決である。特に、技術職員を有しない市町村では実質的に無理であり、支援体制の確立も同時に考慮されるべきである。（都道府県・政令市）
- 統一した企業評価をするためには、発注者側の技術力が問われる。（市区町村）
- 厳格に評価しなければ不公平なので、評価できる体制（能力）があるのか慎重に進める必要がある。（市区町村）
- 工事規模・金額を無視した統一した基準で良いのか等についても検討を加えて欲しい。（都道府県・政令市）
- 大手と地方中小会社を同一基準で扱うことは困難である。（都道府県・政令市）
- データを蓄積することは、評価を行う上では必要なことであるが、価格が低く一般的な工事に活用できるか疑問である。（市区町村）
- 企業評価データベースを整備し、それを活用することには賛成であるが、町村レベルでは、各企業を評価するのは困難であると考えられる。よって、企業評価データベースの整備は、国・県、指定都市などでデータを蓄積し、それらのデータを町村も活用できるようにすべきである。（市区町村）
- 企業評価を実施していく上で、発注者間で統一したデータベースを整備・活用することは効率的である。地域の中小企業等については、地域特性からデータベースの導入に伴う負担と効果について検討する必要がある。（都道府県・政令市）
- 活用はしてみたいと思うが、導入経費、運用コストと効果を考えたとき、必要となるものではない。（市区町村）
- 評価データベースにより、より良い選定が可能となるので賛成ではあるが、導入による費用によっては、多くの発注機関でシステムの導入が出来ず、その結果データが集まりにくいのではないかと。（市区町村）
- 中小企業への対応はどうするのか。データ作成の負担に比し、活用度が低いのではないかと。（一般市民）

<慎重に考えるべき>

- 発注者主体として、国や公共団体等の性格の違いや、発注する工事の対応が様でないことなどにより、統一した企業評価ができるか疑問である。（都道府県・政令市）
- 企業評価は、評価を行う人の判断によるところが大きく、絶対評価とは言えないことから、各行政毎で管理すべきである。（市区町村）
- 内容によっては、企業の経営に重大な影響を与えることが十分に予想されるため、活用は慎重に考えるべきである。共通の評価、判断指標をもって評価することに関しては、良いと思われるが、評価する人の差異があるので、それをデータベース化したものを活用するには限界があり、むしろ無理がある。（市区町村）

- 発注者間で統一した企業評価をするには、細部までの基準が必要になると思われ、現在の工事件数、職員素からすると、かなりの情報量になるのではないか。（都道府県・政令市）
- 活用できる環境整備はあり難いが、そのための評価を町村にまで要求するのであれば、職員体制から見て困難である。（市区町村）
- 各発注者（自治体等）の規模はまちまちで、町村によっては、統一した企業評価を実施できる検査・監督体制が確立していないところもある。現状では、全国統一した実施は難しいのではないか。（市区町村）
- 町の公共土木事業においては、地場産業育成の使命もあり、評価データベース活用については、町単独のもので良い。（市区町村）
- 小規模の単独工事の多い自治体では、管内業者育成等の目的もあり、他の発注者の評価を使用するケースは少ない。（市区町村）
- 県が実施する工事規模、技術的難易度から考えると、データベースを必要とする工事は、それほど多くない。整備に要する経費、活用頻度を考慮すると、大きなメリットは期待できない。（市区町村）
- 工事件数のうち、市内業者が施工する工事の割合が多く、現在運用されている工事实績情報サービス（CORINS）についても、このシステムを利用する機械が多く見込まれないため、導入を見送っている。（市区町村）
- データベースを管理するにはコストがかかる。それに見合う特殊な工事が少ないため必要性が少ない。（市区町村）

4 発注者体制の整備と発注者支援制度の確立について

4-1 発注者に求められる能力

Q4 - 1 発注者に求められる能力のうち、少なくとも工事内容評価、企業評価（技術提案評価および工事実績評価）を行うことができる能力が必要であるとお考えですか。

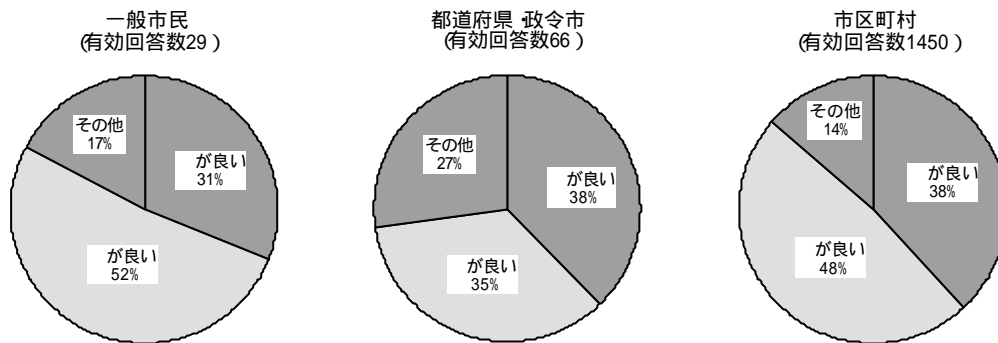
【代表的な意見】

- 行政に携わる技術者に今後求められる重要な技術力の1つに、適正かつ適切な評価能力があると考えている。（都道府県・政令市）
- 発注者としては、これからの評価をどのように行ったかを国民に対して説明する責任がある。そのためにも、発注者として評価能力を向上させることは重要である。（都道府県・政令市）
- 発注者が一定の評価力をもつことは、工事内容の評価や企業評価にとどまらず、同時に施工段階における工事の適正な監督・検査もでき、より適正な発注につながるものと考えられる。（市区町村）
- 工事を計画、設計する際には、工事内容や特性を検討評価して、工事の問題点を洗い出しする必要があり、また、この問題点を施工技術的に解決をして工事を完成させることができる企業を選定しなければならないため、技術的に企業を評価する力も必要な訳である。（市区町村）
- 公共事業の執行にあたっては、絶対に必要な能力と考えている。（一般市民）
- 質の高い事業を行うには、行政に技術能力の向上が求められている。しかしながら、地方分権で事務量が増大している中、きめ細かいところまで目配りが大変であり、専門機関に支援してもらいたい。（市区町村）
- 発注者側の評価能力を十分整備した上で実施すべきと思う。技術者のいない町村へは、外部支援体制を確立する必要があると考える。（市区町村）
- 特に町村に対し第三者機関の評価により発注が必要。（一般市民）
- 工事内容、企業評価（工事実績評価）を適正にできる能力は当然必要である。ただし、技術提案評価力まで求めるのは、自治体の規模によっては必要度が低い。（都道府県・政令市）
- 必要と思うが、発注実績や技術提案型入札の経験がない市町村では困難ではないか。（都道府県・政令市）
- 発注者が評価能力を十分に発揮できる工種工事は限定されることから、外部支援が必要な事例については有効と関上げる。（市区町村）
- 工事内容評価、企業評価を行うことへの能力は従来から必要であり、重要なことであると考えられる。適用にあたっては、それらの能力を備えるための全国的な研修等の制度を充実させた上で、資格制度を導入すべきであると考えられる。（都道府県・政令市）
- 発注者として、日々研修や研鑽を行い、十分な評価力をつけるための努力をしているが、専門的に取り組むことは出来ない状況にある。従って、発注者と企業が対等に公平に評価をし合えるためには、外部に支援を求める場合もある。（市区町村）
- 工事内容評価・企業評価は、発注者が常にもつべき能力と考えるが、多岐に渡る内容の中で判断が少なく、町村においては技術者が少ないなど障害が多い。（市区町村）
- 公共事業の執行にあたっては、絶対に必要な能力と考えている。（一般市民）
- 必要ではあるが、市町村の体制では無理がある。（一般市民）
- 評価を行う能力については必要であると思われるが、絶対必要なものでなく、不足していれば外部の力を借りることも必要と思われる。（都道府県・政令市）

- 公募型の技術提案方式あるいは一般競争にしても、その提案を評価したり、企業の施工能力を判断したりすることは、現在の職員体制では無理のように思われる。建設技術センターにおいて、技術提案評価、企業の能力を判断してくれるのであれば、おのずと建設技術センター等へ委託し支援を求めることになる。
(市区町村)
- 小規模な自治体全てが能力を保持する必要がなく、外部支援体制の充実や受入の拡大を積極的に行って欲しい。(市区町村)
- 発注者が適正な発注を行っているかは、大変重要な課題である。企業評価については、各課にて工事管理実績を行っているが、各担当において、バラツキが生じていると考えられる。外部機関がこの役割を行うことは、今後課題を残すが、町村等発注者が十分な「評価力」を有していない団体にとっては、何らかの支援策を考慮することは必要と考える。(市区町村)
- 特別な技術力を必要としない発注機関においては、技術力を有する設計コンサルタントに委託して得られた成果により工事発注し、工事目的物の評価のみで対応することは可能と思われる。(都道府県・政令市)
- 一般的な反応技術による指名競争入札で実施する場合には、評価の能力は必要ないと考える。ただし、一般競争入札、公募型指名競争入札、設計・施工一括発注方式等による場合には、評価は必要だと考える。(市区町村)
- 定期的な年度通常発生の道路、公共建物、公共上下水道等の工事については、町職員での対応で十分と考えられる。特殊な工事については、(工法及び高額な発注工事等)については、外部支援を受けることとなるだろう。(市区町村)
- 町村では専門職はなく3年くらいでがあるため、外部支援に頼ることになる。また、高度な技術の必要な工事もないため、現段階では必要ないと思う。(市区町村)
- 企業評価については、必ずしも発注者自らが行う必要はなく、第三者機関による企業評価を行い、その情報を発注者に提供する方法も検討すべきである。(都道府県・政令市)
- 全国3,000以上の自治体の発注者全てに工事内容評価や企業評価を期待することは困難であり、発注者支援制度の充実が望まれる。公共工事の発注者としては、制度の透明性、公正性等の確立が必要である。
(市区町村)
- 発注者が工事内容を評価できるだけの能力を身に付ける必要があるが、発注内容によっては、技術センター等からの支援を必要とする場合も考えられる。(市区町村)

4-2 発注者の評価方法

Q4 - 2 発注者に求められる技術力の評価方法として、発注者が自己評価する方法、第三者機関が評価する方法が考えられますが、これについてご意見を下さい。



*無回答除く

【代表的な意見】

<発注者が自己評価する方法が良い>

- 「発注者責任」の原理は、自らの技術力評価を含め全を自己責任でまっとうするものであると理解され、従って「自己評価」を原則とすべきではないか。（市区町村）
- 基本的に、発注者としての能力を保持すべき者が自ら評価できることが必要と考える。資格制度の利用など、国民から見て客観的評価と見なされる方法でなければならないことはいうまでもない。（都道府県・政令市）
- 第三者機関が評価する方策は財政的に困難です。（市区町村）
- 市町村が、主体的に、統一的な客観的基準により自己評価を行うことが望ましい。（市区町村）
- 発注者自らが責任を持って自己評価することで充分と考える。ただし、情報の開示は今日的な課題であり、公開が求められるだろう。それが、自己評価の適正さを確保する手段になると思われる。（都道府県・政令市）
- 発注者の技術力を評価して何になるか。話ははじめに戻りますが、まずは自己評価すべきであります。（一般市民）

<第三者が評価する方法が良い>

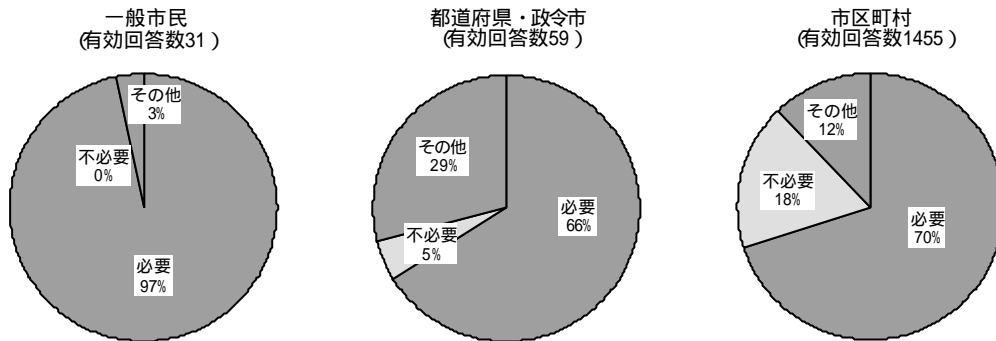
- 発注者側が自己評価するとどうしても主観が入り込む余地があり、第三者機関による評価する方法のほうがこれからの社会評価に整合する手法と考える。（市区町村）
- 発注者も受注者も含め第三者から見て受注者と同等程度の技術力が必要であると思います。（一般市民）
- 第三者による評価の手法について「評価者資格制度」の導入する方法があり、発注者の技術力の有無を客観的に評価・担保する上で有効な方法と考えられます。（市区町村）
- 第三者機関の評価により、発注者の技術力の評価を目指していく。（一般市民）
- ISO認証システムのように、第三者機関が評価する方が、国民にとってわかりやすい。（都道府県・政令市）
- 小さな市町村では、技術職で職員の採用を行わないため、土木関係の仕事は異動により初めて携わる職員が多いため発注者が自己評価することは難しい。（市区町村）
- 現在の市町村などをみていると技術力のある人が、担当になるとは限らず成果品に対して適切な評価するのは難しいが現状なので第三者機関による評価が必要であると考えられる。（一般市民）
- 第三者により客観的に評価されることが必要と考えるが、地域の特性を十分判断できる組織をすべきである。説明責任、情報公開が進む中で従来のような天下り団体では今後の地方行政にはなじまない。（市区町村）

<その他>

- 発注者が自己評価する、第三者期間が評価するにつにつけ、既存の公的資格を活用すれば足りると思う。
- 一般的に、地方の土木技術者は、公的な資格を保有していない場合がおおく、技術力は経験（年数）に比例する。（都道府県・政令市）
- 発注者は個人ではなく、組織であり、工事内容評価、企業評価も組織として対応すべきものと思われ、個人がイメージされている議論には疑問を感じる。（都道府県・政令市）
- 現状の発注者側の技術者は、特段資格がない職員でも、設計・監督を行っております。「資格がない職員をどのように評価するか」の検討も必要かと思います。（市区町村）
- 資格取得を推進するためには、資格取得が給料等に反映するシステムを構築し、取得に対するメリットを造ることも必要と考えます。（市区町村）
- 自己評価できるところはよい評価してどのような指導をしていくか。外部機関の評価はどうするのかを想定しているのか。（一般市民）
- 客観的評価手法が見出せるか、難しい問題であると思います。（一般市民）

4-3 外部支援制度

Q4 - 3 発注者の技術力が不足する場合に外部からの支援を受け、一定の評価力を担保する仕組みを制度化することについて、ご意見を下さい。



*無回答分除く

【代表的な意見】

<必要>

- 小規模な市町村では技術職員が少ない(いない)ところも多いため、支援制度は必要である。(都道府県・政令市)
- 町の技術力の評価はまだまだ低い位置にあると思うので、外部から支援され一定の技術力が保てることは有効。(市区町村)
- すべての案件について行政だけで評価できるとは限らないことから、特殊工事への支援を受けることは必要と考える。(都道府県・政令市)
- 新規性及び特殊性の高い工事、技術的難易度の高い工事については技術力不足であり、外部支援を必要とする。(市区町村)
- より良いものを作るためにも、外部支援の制度はあったほうが良いと思う。(一般市民)
- 必要ではあるが、本来発注者自身が技術力の向上を図り、評価能力を持つことが必要である。(都道府県・政令市)
- 必要があるが国の財政面でのバックアップがないと小規模な町村では難しいのでは。(一般市民)
- 必要であるが、担当職員にも対応出来る技術力が求められる。(市区町村)
- 行政的事務に追われ、あるいは市町村がトンネルや橋梁のような特殊工事を毎年行う訳でなく、技術の習得に時間と労力をかける必要があるかとの疑問もあり、技術力の蓄積は困難である。(一般市民)
- 建設技術センターの活用を制度化すればよいと考える。(都道府県・政令市)
- 地方公共団体の行政を補完、支援する目的をもって設立された建設技術センターは守秘性、中立性、公平性があり高度な工事については活用している。(市区町村)
- 第三者機関の活用については、各都道府県に設置している建設技術センターを法的評価機関と位置付け、技術力が不足する市町村の支援に当たらすことがベストであると思う。このような評価業務を民間のコンサル等で競争により発注することは適切でないと思う。(一般市民)
- 非公表としている業務内容が多いので、談合など不正行為につながらないようにするため、各建設技術センターが業務支援を行うのが良いと考える。それには各建設技術センターが技術力を民間コンサルタント以上に身につける必要がある。(一般市民)
- 技術力不足により第三者機関が支援することは必要であるが、発注者が外部に委託することによりすべて第三者に任せるのではなく、事業主体として会計検査に向けた対応が必要である。(一般市民)

<不必要>

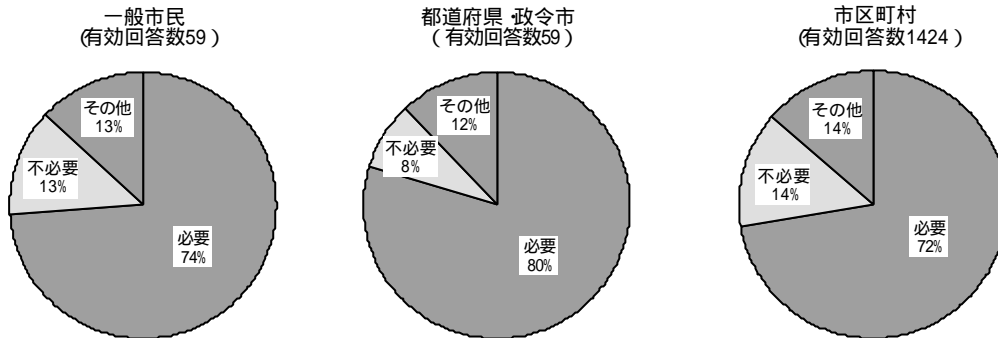
- 工事の規模・内容・特性などに応じ、社会的に技術力評価が必要なものについて、外部からその都度支援を受ければ、十分であると思います。（市区町村）
- 制度化することについて、発注者の自主性が損なわれる恐れがあるので、慎重に検討するべきだと思います。（市区町村）
- 外部からの支援は一時的には良いと思われるが、内部の技術力を高める方が望ましい。（市区町村）
- 制度化により技術力が向上することは必要だが、逆にこれに伴い費用が発生すればコスト縮減の折財政を圧迫することは問題がある。（市区町村）
- 技術力不足が生じる場合は、県及び市町村で設立された団体の支援を得る。（市区町村）

<その他>

- 能力が不足の発注者の場合は必要であると考えます。（都道府県・政令市）
- 発注者の技術力が不足する場合、技術力の習得に努めると共に、このため支援制度を設ける。発注者が一定の技術力を身につけるまでは、外部からの支援で対応する。（市区町村）
- 発注者自ら努力することが基本だと考えます。ただし、緊急避難的な措置として、また、特殊な技術力等に限っての外部支援は必要だと思います。（都道府県・政令市）
- 一定規模以上の工事等について、発注者の技術力が不足する場合等に制度化してもよいのではないかと。（市区町村）
- 技術力不足を支援することを「制度化」する必要があるかどうか。ケースバイケースで対処する方が良い場合もある。（都道府県・政令市）
- 発注者に技術力が不足する場合、外部から支援を受けるのはしようがないと思うが、制度化まで必要かどうかは疑問である。（市区町村）
- 発注者に必要な技術力は、各発注者が備えなければならないことが大原則である。（都道府県・政令市）
- 発注者責任として外部から支援を受けなくとも済むように能力をもつべきである。（市区町村）
- 外部支援に要する経費の問題、支援組織・人材をどうするかの問題等がある。（都道府県・政令市）
- 必要と考えるが、予算措置を伴うことから現状では難しい。（市区町村）
- 本県内の市町村の現状をみるとその必要性は大きく、すでに支援体制の整っている「建設技術センター」活用が、透明性、公正性を確保しながら、地方公共団体に必要な「評価力」の担保には最適であると考えます。（都道府県・政令市）
- 現在でも難易度の高い工事や特殊な工事については、建設技術センターに委託していることであり、よいと思う。（市区町村）

4-4 外部支援者の賠償責任

Q4 - 4 発注者の責任を明確にした上で、支援者には役割に応じた責任・権限も与え、場合によって賠償責任も問うべきであると考えていますが、これについてご意見下さい。



* 無回答分除く

【代表的な意見】

<必要>

- 発注者の能力が低い場合、発注者の立場に成り代わり評価する以上その権限を付与する必要があると共に、その責任も明確にする必要があると考えます。(都道府県・政令市)
- 役割を分担するのであるから当然それに見合った責任・権限は付与されるべきである。権限のないところに責任は生まれないし、良い仕事も出来ないと考えます。(市区町村)
- 適格なアドバイスを与えることのできない支援者には、責任の度合に応じて賠償を求める必要がある。(都道府県・政令市)
- 発注者、支援者双方の役割分担・リスク分担を明確しておく必要がある。(都道府県・政令市)
- それぞれの責任を明確にすることは重要である。(市区町村)
- 支援内容を形骸化させないためにある程度の責任・権限を与えることは必要と考えるが、最終的には発注者が責任をとらざるをえないのではないか。(都道府県・政令市)
- すべての案件について行政だけで評価できるとは限らないことから、特殊工事への支援を受けることは必要と考える。しかし、外部とはいえ公共性・公益性を有する工事の評価であり、行政と同様な権限を付与するかわりに、同様な責任を負うべきものとする。(都道府県・政令市)
- 発注者責任を明確にしたうえで、責任に対応する権限を委任することにより事業実施が円滑に進むと考えられる。(都道府県・政令市)
- 発注者の技術力が不足している場合には、役割に応じた権限も与え責任も問うべきであると考えます。(市区町村)
- 下水道事業団のように、支援者が発注から完成まで受託して行き、それなりの責任を持たせるべきである。(一般市民)
- 「権限」は、「官公庁が法律行為をすることができる職権の範囲」と定義され、この場合、支援者に法整備が伴う行政代行権を付与するのか、それとも補助代行にとどめるのか、予め明確化しておく必要があると思う。(市区町村)
- 発注者と支援者の役割を明確にし、支援者には権限を与えると同時に、その結果に対する責任も負うことで、相互の信頼関係を築くことができる。(市区町村)
- 資格制度によって一定の『評価力』が発注者も持つことができると思う。(市区町村)
- 発注者側、支援者側の賠償責任問題は重要なことであるので、明確にしておく必要はあります。(市区町村)
- 責任や権限もなければ十分な支援とは思えないと考える。(市区町村)

<不必要>

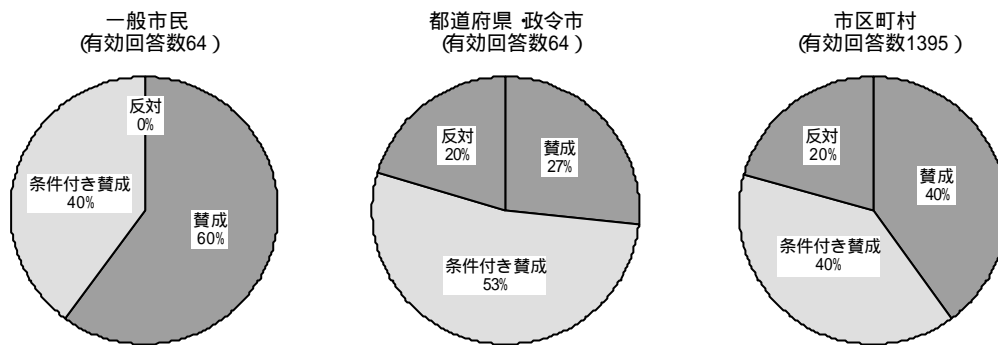
- 賠償責任まで問うと適正な評価ができにくくなることも考えられ、制度の硬直化を招くことになる。
(都道府県・政令市)
- 賠償責任を問うまでにはいかなくても、そのくらいのレベルでの支援体制を充実すべきであると思います。
(市区町村)
- 責任者については明確にしたほうが良いが、権限については、契約当事者に与える影響に問題が生じる恐れがあると懸念されます。(市区町村)
- 支援者に責任、権限を与えると責任の所在が不明確になる為、発注者が責任をもつべき。(市区町村)
- 技術力の支援はするが、最終決定は発注者にあると思うし、賠償責任は不要だと思う。(一般市民)
- 技術力の向上のためであることから、支援者はあくまでフォローとして考えればよいのではないかと。
(都道府県・政令市)
- 発注者責任で行えばよく、支援者責任を問うと十分な支援を損なう。(市区町村)

<その他>

- 支援制度の確立には、支援者に一定の権限と責任を与えることが望ましいと考えますが、賠償問題についてはどうすべきか分かりません。(市区町村)
- 発注から管理・監督そして検査・引渡しまで請負うのであれば、当然に責任も問うべきだと思います
(市区町村)
- 「発注者支援制度」等の位置付けがきちんと確立するのであれば、それなりの責任・権限及び賠償責任も必要だと思う。(一般市民)
- 支援者に賠償責任に耐えるだけの資力の裏付けがあるのか疑問。(都道府県・政令市)
- 発注者の責任を明確にしても支援者に権限や賠償責任を問う判断基準の制定がむずかしく実用性は薄い。
(市区町村)
- 発注者の責任を明確にする事が何よりも大切である。提案されている支援者の役割を見ると、賠償責任を問うとはいえ、民間の法人も支援者として考えられるのか甚だ疑問である。(都道府県・政令市)
- 発注者の責任を明確にすることは当然である。支援者には、ある程度の権限を与えることは効率的で良いとは思いますが、そのためにミスが発生した場合によっては賠償責任も生じるため、慎重に検討していく必要があると思う。(市区町村)
- 建前からすれば、発注者が最終的に判断、決定するかたちが適切であり、支援者は、あくまで支援の立場にとどまれば、責任・権限もおのずと限定されたものと考えられる。(市区町村)
- 発注者責任が原則であると考えております。(都道府県・政令市)
- 賠償責任を個人レベルで考えた時に現実的に賠償内容が負えるかどうか疑問である。(市区町村)
- 支援者に責任権限を与えることは、発注者の責任と権限の放棄ではないか？市民、国民の事業代理人として義務と責任を発注者が負うべきであり、支援者は支援として役割を担うだけでよい。(市区町村)
- 発注者、支援者、設計者、施工者、各々の責任範囲を明確にする必要がある。支援者の権限・賠償責任問題については、例えばアドバイザー程度の段階的に進めるのも一つの方法と考えます。(一般市民)

4-5 発注者への資格制度

Q4 - 5 発注者の技術力を評価するために、資格制度を導入することについて、ご意見を下さい。



*無回答分除く

【代表的な意見】

<賛成>

- 発注者の持つべき「評価力」を特化させた資格制度を導入することにより、一般国民からの工事の信頼性向上に期待ができる。(都道府県・政令市)
- 資格制度を導入する場合、実務経験を重視すべき。(市区町村)
- 有資格者の割合によって組織を評価することにつながると思われるが、発注者責任を果たすためにはやはり必要か。(都道府県・政令市)
- 資格制度導入には賛成ではあるが、技術者の少ない(いない)地方公共団体等について十分考慮した制度導入が必要である。(都道府県・政令市)
- 現存の資格を活用するとなれば、評価の厳格性等を確保する上で、不適切と思われるため、新たな資格制度を導入すべきと考える。(市区町村)
- 既存の公的資格では、適正な評価の厳格性等を確保する上で適切とは言えず、現行制度ではなく、発注者の技術力を評価するための新たな資格制度の創設が必要ではないか。(市区町村)
- 資格は、技術力を判断する上で重要な基準の一つであると思うので、資格制度の導入は必要であると思います。(市区町村)
- 事業執行に関する総合評価のできる新しい資格制度を創設すべき。(一般市民)
- 統一された評価基準を学び資格として取得することにより職員の資質の向上ならびに高度化された企業選定ができる。(市区町村)
- 客観的かつ公平に評価するためには、必要だと思う。(一般市民)

<条件付き賛成>

- 既存の公的資格を活用することで、発注者が保持すべき「評価力」を担保する資格を満たすことができると考えます。(市区町村)
- 技術力は個人の能力によっており、この評価は資格制度によることが妥当である。この場合、現行資格制度の管理能力に関する資格の活用で目的はほとんど達せられると思われる。(都道府県・政令市)
- 発注者を評価する以上、専門能力と総合的判断能力が必要となるが既存の資格は特定分野の専門性を有する資格が大方であるので新たな資格制度とする必要があると考える。(都道府県・政令市)
- 発注者には、総合的な視野に立った評価・判断が求められていますので、これを満足できる資格を活用することが必要であると考えます。(市区町村)

- 発注者には行政執行能力も求められるが、この能力を資格制度の中で位置付けするのは困難と思われる。
(一般市民)
- 実務経験の評価が十分加味した資格制度が適当と考えます。(市区町村)
- 資格制度の運用にあたっては、審査する機関において、審査の透明性と発注者の技術力を向上するための指導を行う機関であるべき。(市区町村)
- 地元業者は零細で小規模な工事が多い中資格のみにこだわるわけにはいかない。一方中規模・大規模工事については、資格は当然必要と考える。(市区町村)
- 町村の場合は、人事移動等により技術者が必ず技術部署に配属されるとは限らないため継続性がむずかしい。
(市区町村)
- 技術講習を行い受講証明書で当分の間に対応し、その結果等をふまえ資格制度の導入を検討する。
(一般市民)
- 新たな資格制度を導入するとしても、当面は現在ある幾つかの資格を有効活用すれば良いと考える。
(一般市民)

<反対>

- 現時点では新たな資格制度の内容が具体的でなく、また、その資格が認知されるまで時間を要するため、既存の公的資格を活用すべきである。(市区町村)
- 当町においては技術職員が少ないため、人事異動により技術的知識・経験を持つ職員が育ちにくく、資格取得が困難。(市区町村)
- 発注者にも技術力はあるが、資格制度の導入により職域の固定化につながり問題があると思われる。
(市区町村)
- 職員の数の少ない町村等においては有資格者でないとその業務に携われないと言う制度は、対応が厳しい面がある。(市区町村)
- 現状の組織・執行体制を見ると、計画から施工完了まで、職員それぞれが専門知識を有しており、発注者として評価するための技術力は担保されているので、資格制度の導入は必要ないと考え。
(都道府県・政令市)
- 評価すべき機関を定める必要があるが資格制度の導入は不要と考えている。(都道府県・政令市)
- 発注機関が組織として対応すべき問題であり、個人資格・権限で公共事業を進めることは不安がある。
(都道府県・政令市)
- 資格制度によって評価力が向上するかについては判断できない。一定の資格がなければ、外部の発注者に支援を求めることになるが準備できていない。(都道府県・政令市)
- 発注者としての技術力の向上は必要であり、資格制度の導入もその一つと思われるが、資格を有しているかないかで、職務上の差別化が生じる可能性を含んでおり、資格制度以外の評価制度を望む。
(都道府県・政令市)
- 能力を高めるための研修等は必要と考えるが、資格制度には疑問が残る。(都道府県・政令市)

5 3つの評価について

5-1 「工事の評価」「企業の評価」「発注者の評価」

Q5 - 1 今回提案した「工事の評価」「企業の評価」「発注者の評価」の3つの評価についての考え方全般について自由にご意見下さい。

【代表的な意見】

- 企業を評価するためには、発注者も評価される必要がある。ガラス張りの行政を目指すためには、3つとも評価されるべきである。国民にとってわかり易い公共事業の執行につながることを期待している。
(都道府県・政令市)
- 工事の評価で工事内容や特性を表示し、企業の評価で技術力が見極められ、発注者の評価で2つの工事評価と企業評価を行える能力が備われれば、公共工事が現在よりも更に効率的に事業を執行していきけるのではないか。(市区町村)
- 不良、不適格企業を排し、優良企業を選定することで、より品質が良く低価格で目的物が取得できるようになるので、今回の提案は良いと思う。発注者として、今回の提案された事柄が実施されるよう取り組むことが大事である。(市区町村)
- 3つの評価を実施するにあたり、弱小自治体の支援については、上位団体の全面的なバックアップがあってこそ効果が上がるものであり、財政面・人事面などを含めて支援する必要がある。(都道府県・政令市)
- 理想としては、評価による発注者責任制度を採用すべきと思うが、町村の事務量が増加傾向にあり、第三者期間に全てを委任又は委託する事務量と併せて、委託費用負担にも問題がある。(市区町村)
- 地方自治体の状況も考慮した基本方針も検討してもらいたい。地方自治体の工事状況は、概ね一般的な工事の割合が多く、本案にそぐわない点も考えられる。(市区町村)
- 評価基準をどこにするか。例えば会社の規模・工事实績がある会社については、このランク以上必要という様にしているかどうか。(一般市民)
- 地元業者保護・育成の観点から、本制度の適用は市内業者では困難な高度な技術を必要とする工事のみが考えられる。(市区町村)
- 技術的と事務系がランダムに人事異動する職場環境の中で、この提案のようなシステムが確立できるまでには相当な時間が必要と考える。(市区町村)
- 県工事の多くを占める中小工事については、あまり適合性があるとは思えない。全国画一的な考えではなく、発注機関自らに合致したシステム選択を選択できる自由度が必要である。(都道府県・政令市)
- 発注者及び工事内容は、それぞれの実態等を加味した数段階の能力度等を設けることが必要ではないか。(市区町村)
- 地方公共団体には、それぞれの発注システムがあり、各々の判断で発注しているわけですが、評価能力を高めるための対策が必要と考える。契約事務担当者の研修への積極的な参加。技術職の継続的計画的な研修の実施。(市区町村)
- 発注者の技術能力を向上させることが先決問題と考えている。従って、公共団体の技術者の技術力向上を県建設省が受け持つ技術者研修制度や技術者を育成するため派遣制度を充実して欲しい。(市区町村)
- 調達プロセスにおける多様な「発注者責任」に係る諸課題を抽出・整理し、今後取り組むべき方向を明確に提示した点で評価できる。一方、それぞれの「評価」について、評価項目が具体的かつ詳細に整理されているが、考える視点としては有効でも現実問題として広範な評価が何をもちたらずか議論が必要。
(都道府県・政令市)

- それぞれの評価の透明性や責任の所在の明確かは勿論のこと、特にその評価を活用するプロセスにおける透明性の確保が重要であると思われる。（市区町村）
- 発注者責任を遂行する上で、3つの評価は必要でしょうが、具体的運用にあたっては発注者に混乱をきたす恐れも危惧される。（都道府県・政令市）
- どれも必要なことですが、国、県レベルと市町村レベルでは、工事量、規模等に大きな違いがあるので、その点を考慮する必要がある。（市区町村）
- 今回提案の3つの評価項目は、それぞれが質、量ともに範囲が広い。例えば、自治体の規模と工事内容の組み合わせで、支援の内容や企業評価の必要度も大きく変わる。従って、3つの評価項目の組み合わせに応じたガイドラインを示すべきであろう。（都道府県・政令市）
- 理想的であるが、実態にそぐわない。（一般市民）

発注者責任に関わる各種の課題および提案、意見等について、自由に記入して下さい。

【代表的な意見】

- より良い工事を行うためにも企業の技術力は当然のこと、発注者としても技術力の向上、確保を行っていかねければ工事検査も出来ないし、発注者としての責任も問われると思う。このような中で今回提案されている3つの評価の導入については賛同できるもので、導入の方向で進めて欲しい。(市区町村)
- 住民の代理人である発注者が今後より公正で良質な物を低価格で調達できるよう、発注者責任の原点に立ち返って整理し、公共事業の透明性を住民にアピールできれば良いと思う。(市区町村)
- 行政評価は本とりまとめて示された三つの評価を包含する関係にあると考えられます。このため、全国的な発注者責任を果たすための評価システムの構築にあたっては、統一的な行政評価と連動する仕組みが必要と考えます。(市区町村)
- 単純に「発注者責任」に関するものではなく行財政システムや公務員制度など、抜本的解決を要する事項とも共同で推進する必要があると考えている。(市区町村)
- 業育成・保護の面における役割の整理も重要であると考え。このため、公共工事の発注が果たす産業育成・保護などの政策的役割の評価といった点も併せて進めていくべきである。(都道府県・政令市)
- 発注者としては今後、入札制度改善や企業間の競争激化などに伴い契約の履行確保対策が課題になると予想します。(市区町村)
- 現場監督者責任は、契約約款により厳しい規定が定められているが、具体的な内容について職員が認識していないことのほうが問題であると思う。(都道府県・政令市)
- 発注者側がより「買う立場」に近づくことが重要である。たとえばISO9000sの認証を持つ企業が施工する場合には、監督業務を大幅に簡素化するなど、性能発注の実施が考えられる。一方で品質確保の観点から、現在の瑕疵担保期間である2年を民法に準じて10年にしてはどうかと考える。(都道府県・政令市)
- 役所のシステム上、入所直ぐに現場等を与えられる、内容を熟知していない現場担当者もいる。資格等は勿論なく、有事の際に発注者責任(監督員個人も含め)を問われる事となれば、これから技術系に従事する者がいなくなるのではないか。(市区町村)
- 地方、特に町村においては、技術職の採用はほとんどされていなく、技術を要する職場を事務職が担当している現状である。地方の実態を再認識され提案以前の問題として技術職採用の制度化の検討からお願いしたい。(一般市民)
- 発注者としての評価能力を高めることは痛感しておりますが、公共工事や物品調達の現行制度の根本的なものを改革することも検討に値するのではないのでしょうか。(市区町村)
- 行政代行型支援を要望する発注者の要請に応えることができるよう「権限」委託が可能となる措置が、法的整備のもとに早期に具現化されることが望まれる。(市区町村)
- 公共工事は広域で技術グループをつくり、そこを中心に設計、監理をして施工すべきだ。小さな町では技術力を確保する程余力がない。(市区町村)
- 契約部門は総務課で行っています。複雑な契約形態を実施するには、技術面(事業担当課)の知識の持ち合わせている人が契約部門にいなければ対応できないと思います。(市区町村)
- 技術職員の不在(不足ではない)、不透明な状況での過度の企業依存等の多くの実態、或いは規模、難易度等の異なる工事種類の雑多さ等、地方の実情を直視し悉さに調査の上、今後の検討に十分反映されることを願う。(市区町村)
- 各組織による事情がそれぞれ違い(体制・職員数・事業量等)、技術力のみをとらえて評価することは非常に不公平であり、国民に対し誤解を招くこととなりかねない。組織を評価するには、工事発注後の場面だけでなく、公共事業全般で評価すべきと考える。(都道府県・政令市)

- 発注者責任の4つのキーワードは 公正 良質 低廉 タイムリーである。 を追求すればするほど、時間と労力を要し、「タイムリー」が欠如してくる。発注者の県だけでなく、国等の支援なり協力をも前提とするならば、最も「タイムリー」が可能となる。(都道府県・政令市)
- 技術知識の無い発注者が多いように思う。下請への要望(特に金額面)について明確に出来ない発注者が多い。発注者の積算方法について、もっと検討が必要ではないか。(一般市民)